証券コード　3831
平成21年５月12日

株　主　各　位

東京都港区元赤坂一丁目１番７号
株式会社パイプドビッツ
代表取締役社長　佐　谷　宣　昭

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年５月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成21年５月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区赤坂二丁目５番６号
山王健保会館　２階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第９期（平成20年３月１日から平成21年２月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

〈会社提案〉

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役に割り当てられる報酬総額の減額の件

〈株主提案〉

第３号議案　剰余金の処分の件

議案の要領は「株主総会参考書類」（25頁から27頁まで）に記載しております。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.pi-pe.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成20年３月１日から
平成21年２月28日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済状況は、米国に端を発する世界的な金融危機の拡大による株式市場の低迷や不安定な為替市場、及び原材料価格の乱高下等の影響により、企業収益や雇用情勢の悪化が著しく、先行きは依然不透明な状況にあります。

このような環境のもと、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成20年12月末で3,011万件と同年９月末比35万件増加しており、拡大基調が続いております。

また、平成20年４月に総務省の推進する「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」が開始されるなど、企業や地方自治体の生産性向上のために、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるASP・SaaSの普及促進が期待されています。

一方で、迷惑メールに対する規制強化を目的として、平成20年12月１日に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」及び「特定商取引に関する法律」の改正法が施行されるなど、電子メール送信環境の適正化がより一層求められる状況となっております。

このような状況の中、当社は、スパイラル・メッセージングプレース(R)において、お客様の要望を基に新機能を強化いたしました。上記改正法に対応した「オプトイン記録保管サービス」や、「個人情報閲覧不可ID」、給与明細書の発行に係るコスト削減を実現する「給与明細書電子化サービス」の提供を開始するなど、お客様の操作性向上やセキュリティ対策の強化、利用シーンの拡充に努めてまいりました。これによって、新規顧客の獲得や既存顧客との取引拡大へと繋げることができました。

この他、世界が低炭素社会を目指す中、当社ではグリーンIT基本方針を制定し、スパイラル・メッセージングプレース(R)が、自社サーバー導入型と比較してCO2排出量93%の削減効果を実証するなど、地球環境保全と事業活動との調和に取り組んでまいりました。

以上の結果、平成21年２月28日時点における有効アカウント数は、前期末1,108件より254件増加し、1,362件となりました。当社平成21年２月期の状況につきましては、売上高が前期比21.1％増の1,034百万円、営業利益は前期並の251百万円、経常利益は前期並の252百万円、当期純利益につきましては前期比0.7％減の146百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は12百万円で、その主なものは本社オフィスの改装工事6百万円、本社サーバー設備の取得5百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第６期 (平成18年２月期)	第 7 期 (平成19年２月期)	第 8 期 (平成20年２月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成21年２月期)
売　上　高(千円)	507,299	702,103	854,772	1,034,899
当期純利益(千円)	97,243	124,771	147,025	146,047
１株当たり当期純利益　(円)	12,926.14	8,019.25	8,984.70	8,924.93
総　資　産(千円)	375,263	732,032	881,709	1,059,595
純　資　産(千円)	276,194	594,166	746,238	897,500
１株当たり純資産額　(円)	35,953.50	36,309.36	45,294.06	54,219.00

（注）１．第７期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号　平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号　平成17年12月９日）を適用しております。

２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

３．当社は、平成18年７月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っております。
なお、第７期の１株当たり当期純利益は期首に分割が行われていたものとして算出しております。

４．当社は平成18年12月20日付で公募による新株発行により、1,000株を発行しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今のわが国における情報セキュリティへの関心の高さから、当社の事業環境は、良好に推移するものと認識しております。当社は、以下の項目を今後の課題と位置付け、更なる事業拡大とともに、信用力の強化を図ってまいります。

１）競合優位性の確保について

昨今、ソフトウェア業界では、従来のＳＩ（システムインテグレーション）型やパッケージ型の提供モデルだけでなく、サービス型の提供モデルが注目されており、今後、新旧ソフトウェアベンダや新興企業が当社のサービスドメインに参入する流れが加速する可能性があります。当社では、今後も競合優位性を持続するために、次の取り組みを実施してまいります。

①潜在市場の開拓によるサービスのシェア拡大

これまで当社は、首都圏及び関西圏における上場企業等を中心に新規獲得を行ってまいりました。しかしながら中小企業や地方企業も含めた潜在市場の大きさに比べ、当社のサービスの知名度はまだ低く、普及度合いは十分ではありません。今後は積極的に支店展開を進め、販売エリア及び顧客層を拡大して取引顧客の普及拡大に努めてまいります。

②商品力の強化

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、機能優位性及び販売価格の競争力を維持することは容易ではありません。当社は、今後も顧客の声を広く収集するとともに、その要望と仕様を入念に吟味しながら、既存サービスの機能強化版を継続的にリリースして商品力を強化してまいります。

③技術部門の陣容の強化

当社のサービスは高度な安全性や処理能力などが常に求められますが、それらを実現するための高い技術力を継続して持ち続けることは容易ではありません。当社は、コア技術を独自開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化することにより、持続可能な高品質サービスの実現を図ってまいります。

④自立的運営体制の充実

当社のサービスでは、販売、サポート及び開発という事業のコア業務を外部に委託することなく、自立的運営体制を構築し、保全し、継続的に強化することが競合優位性を確保する上で重要であると認識しております。しかしながら、自立的運営体制を保全することは容易ではありません。当社は引き続き、知識の集約と活用によってコア業務に対する自立的運営体

制の充実強化を図ってまいります。

⑤マネジメント・システムを活用した組織力の強化

当社は、個人情報保護、情報セキュリティ、品質管理のマネジメント・システムを構築しており、これらシステムが当社の競合優位性の確保に貢献しているものと認識しております。当社は、これらのマネジメント・システムに関して第三者機関による認証(注)を取得しております。これからも継続的にマネジメント・システムを改善し、有効活用することによって、販売、サポート及び開発の各部門を有機的に連携させ、組織力をより一層強化してまいります。

２）人材の確保・育成について

当社は、前項の競合優位性を確保、保全しながら持続的に成長するために、優秀な人材を数多く確保し、育成することが重要であると認識しております。したがって当社は、知名度向上策の実施、採用活動、教育、研修の強化を通して、人材の確保、育成に努めてまいります。

３）内部管理体制の強化について

当社は、今後のより一層の事業拡大に向けて、社会からの信用を得ることが極めて重要であると考えております。そのために当社は、更なる内部管理体制の強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

注意事項

（注）第三者機関による認証

当社は、個人情報保護について「プライバシーマーク」（平成13年７月取得、以後継続取得）、情報セキュリティについて「ISO/IEC 27001:2005」及び「JIS Q 27001:2006」（平成17年３月にBS7799：PART2:2002及びISMS Certification Criteria(Ver.2.0)を取得、平成19年１月に現認証規格へ移行）、品質管理について「ISO9001:2000」及び「ISO/IEC 20000-1:2005」並びに「JIS Q 20000-1:2007」（平成17年12月にISO9001:2000及びBS15000-1:2002を取得、平成19年１月にBS15000-1:2002からISO/IEC 20000-1:2005へ移行）の認証を取得しております。また、総務省の推進する「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」（平成20年５月取得）の認定を取得しております。

(5) 主要な事業内容　（平成21年２月28日現在）

当社は、顧客情報資産を管理・運用するためのアプリケーション・ソフトウェアを提供する「アプリケーション・サービス事業」を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年２月28日現在）

本　　社	東京都港区
支　　店	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（平成21年２月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116（５）名	32名増（３名減）	27.34歳	1.9年

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年２月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成21年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数　74,600株

(2) 発行済株式の総数　16,364株

(3) 株主数　685名

(4) 発行済株式の総数の10分の１以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
佐谷宣昭	8,120株	49.62%
キャピタルズワン有限会社	5,480	33.48

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年２月28日現在）

株主総会決議日		平成19年５月30日	平成20年５月29日
新株予約権の数		64個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　64株	普通株式　50株
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使価額		361,566円	198,048円
権利行使期間		自　平成21年６月15日 至　平成22年６月14日	自　平成22年７月１日 至　平成23年６月30日
新株予約権の行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数　１名 保有数　10個 目的である株式の数　10株	保有者数　２名 保有数　40個 目的である株式の数　40株
	社外取締役	―	保有者数　１名 保有数　10個 目的である株式の数　10株
	監査役	―	―

（注）１．新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
２．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
３．新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
４．その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	佐谷宣昭	執行役員ＣＥＯ(最高経営責任者)
取締役	深井雄一郎	執行役員ＣＯＯ(最高執行責任者)
取締役	志賀正規	リスク管理担当 執行役員ＣＲＯ(最高リスク管理責任者)
取締役	鶴本浩司	株式会社マーケティング・ボイス代表取締役
常勤監査役	松永望	
監査役	高橋兌治	
監査役	大川勝廣	

(注) １．取締役鶴本浩司氏は、社外取締役であります。
２．監査役高橋兌治氏及び監査役大川勝廣氏は、社外監査役であります。
３．平成20年５月29日開催の第８回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役志賀正規氏は辞任により退任いたしました。
４．監査役高橋兌治氏は、株式会社ダイナコムの監査役を兼務しております。
５．監査役大川勝廣氏は、平成21年３月31日まで株式会社インパクト二十一の監査役を兼務し、平成21年１月16日よりポロラルフローレン株式会社の監査役を兼務しております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	5 (1)	31 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	9 (2)
合　計 （うち社外役員）	9 (3)	41 (4)

（注） １．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成20年５月29日開催の第８回定時株主総会において月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額

100百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まない。）、そのうち社外取締役については年額20百万円以内と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成20年５月29日開催の第８回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
ストック・オプションによる報酬額（2百万円）（取締役４名に対し2百万円（うち社外取締役１名に対し30万円））

(3)社外役員に関する事項

① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

取締役鶴本浩司氏は、株式会社マーケティング・ボイスの代表取締役を兼務しております。なお、当社は同社との間に、当社ASPサービス「スパイラル・メッセージングプレース(R)」の提供に係る契約関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　鶴本　浩司	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回全てに出席いたしました。主に経営者としての豊富な経験・実績、また専門性、国際性を有する見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や提言を行っております。
監査役　高橋　允治	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席、また当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会においては、その豊富な経験を活かし審議事項について、取締役の意思決定の適正を確保するため適宜適切な発言を行うとともに、監査役会においても、取締役の職務の遂行を監査する観点から、監査結果について質問を行い意見を述べております。
監査役　大川　勝廣	当事業年度に開催された取締役会19回のうち15回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会14回のうち10回に出席いたしました。取締役会においては、これまでの監査経験から必要に応じて報告事項・決議事項について、取締役会の意思決定の適正を確保するため適宜必要な発言を行うとともに、監査役会においても取締役の職務の遂行を監査する観点から、監査結果について質問を行い意見を述べております。

(注) 1. 監査役会については、平成20年10月７日開催の臨時株主総会決議により設置しておりますが、期初より監査役会として運営しておりますので、開催回数に含めております。
2. 社外監査役大川勝廣氏は、平成20年５月29日開催の第８回定時株主総会において選任されたため、出席取締役会及び出席監査役会の回数が他の社外役員と異なっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役は240万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

５．会計監査人の状況

① 名称　　あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等の額	16百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

特に定めておりません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制に係る当社規程を整備し、当社の役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。

2) コンプライアンスの徹底を図るために、取締役会は法務・コンプライアンス統括部を設置してコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に役職員教育等を行っております。

3) 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、法務・コンプライアンス統括部および監査役ならびに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会に同監査結果を報告しております。

4) 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接状況提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する制度を整備しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1）取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。

2）前号の規程により、取締役および監査役が常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できる環境を整備しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置および発生した損失への対応（以下「リスク管理」といいます。）をリスク担当取締役が統括しております。

2）取締役会は、当社全体のリスクを網羅的・総括的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、リスク管理担当取締役を統括責任者とするリスク管理委員会を設置しております。

3）内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程および取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

1）職務権限・決裁基準の策定

2）執行役員を構成員とする執行役員会の設置

3）取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施

4）執行役員会および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。

2）取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役および内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備しております。

(6)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、および内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。

2）取締役会は、内部通報窓口への通報状況およびその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

(7)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要かつ適切な環境を整備しております。

(8)反社会的勢力排除のための体制

1）反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断いたします。

2）取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集および反社会的勢力への対応のため、リスク管理室を設置しております。

3）リスク管理室は、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けるとともに、各業務執行部門の要請に基づく取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めます。

(9)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

1）取締役会は、金融商品取引法および関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備いたします。

2）取締役会は、前号の内部統制が有効に機能することを継続的に評価するため、リスク管理担当取締役を統括責任者とする評価体制を整備いたします。

3）リスク管理担当取締役は、評価結果を定期的に取締役会に報告し、必要な是正を行います。

4）内部監査室は財務報告に係る内部統制の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告いたします。

(10)その他業務の適正を確保するための体制

1）取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役および使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題ならびに業務執行の適正を確保する方策について付議いたします。

2）取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定いたします。

貸　借　対　照　表

（平成21年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
流動資産	**974,730**	**流動負債**	**157,449**
現金及び預金	817,881	未払金	13,351
売掛金	145,409	未払費用	53,860
仕掛品	1,848	未払法人税等	62,343
前払費用	7,125	未払消費税等	17,211
繰延税金資産	3,748	前受金	3,163
その他	906	預り金	7,518
貸倒引当金	△2,190	**固定負債**	**4,646**
固定資産	**84,864**	繰延税金負債	4,646
有形固定資産	**35,630**	**負債合計**	**162,095**
建物	24,662	**純資産の部**	
工具器具備品	10,967	**株主資本**	**887,239**
無形固定資産	**5,301**	**資本金**	**186,791**
商標権	1,219	**資本剰余金**	**96,791**
ソフトウェア	4,082	資本準備金	96,791
投資その他の資産	**43,933**	**利益剰余金**	**603,657**
長期前払費用	202	その他利益剰余金	603,657
差入保証金	43,731	プログラム等準備金	16,882
破産更生債権	1,352	繰越利益剰余金	586,775
貸倒引当金	△1,352	**新株予約権**	**10,260**
資産合計	**1,059,595**	**純資産合計**	**897,500**
		負債純資産合計	**1,059,595**

損　益　計　算　書

（平成20年３月１日から
平成21年２月28日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,034,899
売　上　原　価		154,075
売　上　総　利　益		880,823
販売費及び一般管理費		629,786
営　業　利　益		251,036
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1,082	
そ　の　他	1	1,084
経　常　利　益		252,121
税引前当期純利益		252,121
法人税、住民税及び事業税	113,271	
法人税等調整額	△7,197	106,073
当　期　純　利　益		146,047

株主資本等変動計算書

（平成20年３月１日から
平成21年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
			プログラム等準備金	繰越利益剰余金				
平成20年２月29日　残高	186,791	96,791	23,180	434,429	457,610	741,192	5,046	746,238
事業年度中の変動額								
当期純利益				146,047	146,047	146,047		146,047
プログラム等準備金の取崩			△6,298	6,298	－	－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							5,213	5,213
事業年度中の変動額合計	－	－	△6,298	152,345	146,047	146,047	5,213	151,261
平成21年２月28日　残高	186,791	96,791	16,882	586,775	603,657	887,239	10,260	897,500

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　　個別法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　　定率法を採用しております。

（追加情報）

当事業年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年３月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年３月30日政令第83号））に伴い、平成19年３月３１日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これに伴う影響は軽微であります。

②無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（最長５年）における定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権等の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　38,433千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,364株	－株	－株	16,364株

４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

未払事業税否認	5,044千円
未払事業所税否認	441千円
未払社会保険料否認	1,691千円
貸倒引当金繰入超過額	1,166千円
減価償却費超過額	2,339千円
繰延税金資産計	10,684千円
（繰延税金負債）	
プログラム等準備金	11,582千円
繰延税金負債計	△11,582千円
繰延税金資産（負債）の純額	△897千円

５．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が決議権の過半数を有している会社	株式会社マーケティング・ボイス	10,000	インターネットビジネスの企画・製作・コンサルティング、その他	（所有）直接 0.1%	営業上の取引	売上	1,558	売掛金	135

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．株式会社マーケティング・ボイスは、当社取締役鶴本浩司がその議決権の100%を有しております。

３．取引条件及び取引条件の決定方法等は、他の取引先と同一であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　54,219円00銭

(2) １株当たり当期純利益　8,924円93銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

株式会社パイプドビッツ
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　渡　邉　宣　昭 ㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　杉　山　正　樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社パイプドビッツの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年４月22日

株式会社パイプドビッツ　監査役会

常勤監査役　松　永　　望　㊞

監査役（社外監査役）　高　橋　兌　治　㊞

監査役（社外監査役）　大　川　勝　廣　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）が平成21年１月５日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる「株券電子化」）されました。これに伴い以下のとおり変更を行うものでございます。

(1)決済合理化法附則第６条第１項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がされたものとみなされております。そのため、株券の存在を前提とした規定を削除するとともに、定款上不要となる実質株主及び株券喪失登録簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。（現行定款第７条、変更案第９条、変更案第11条）

なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から１年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2)株式取扱規則において、株主の権利行使の手続きを定めていることを明確にするために変更するものであります。（変更案第10条）

(3)その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第２章　　株　式 （株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 第８条～第９条　（条文省略）	第２章　　株　式 （削　　除） 第７条～第８条　（現行どおり）

現行定款	変更案
（株主名簿管理人） 第１０条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第９条　　（現行どおり） ２．　　（現行どおり） ３．当会社の株主名簿、及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
（株式取扱規則） 第１１条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第１０条 当会社の株主権行使の手続き、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１２条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１１条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現行定款	変更案
第１３条～第４６条　（条文省略）	第１２条～第４５条（現行どおり）
（新　　設）	附則 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第２条　前条及び本条は、平成22年１月５日まで有効とし、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。

第２号議案　取締役に割り当てられる報酬総額の減額の件

平成20年５月29日開催の第８回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額を月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まないものとします。）、そのうち社外取締役については年額20百万円以内とすることにつきご承認いただき今日に至っております。

当時の状況と致しましては、当社が中長期的な業容拡大に基づく企業価値の向上を実現するために、能力の高い人材を取締役として迎え入れ経営を委任すること、および不測の事態による取締役の欠員が経営の進捗に影響を与えるリスクの低減を図ることが急務であり、かつ当社の全ての関係者の中長期的な利益に資するものと認識しておりました。

現在におきましては、当社の今後の成長をより確かなものとするために、取締役体制のより一層の強化の必要性を認識しつつも、当時と比して取締役体制の安定化が進んだこと等を考慮致しまして、この度、取締役の報酬額を月額報酬、賞与及び割り当てられる新株予約権を含めた報酬等の額として年額100百万円以内から年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まないものとします。）に改め、そのうち社外取締役については年額20百万円以内から年額15百万円以内に改めることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）でございます。また、第９期の取締役の員数５名（うち社外取締役１名）に支払った報酬額は31百万円でございます。

〈株主提案（第３号議案)〉
第３号議案は、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主１名の 議決権の数は5,480個であります。

第３号議案　剰余金の処分の件

１．議案の内容

第９期の期末配当については、以下のとおりとする。

①配当財産の種類

金銭とする。

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項および配当財産の帳簿価額の総額

１株あたり1,800円とし、総額は１株あたり1,800円に、平成21年２月末日現在の発行済株式数（ただし、当社の保有する自己株式の数を除く）16,364株を乗じた金29,455,200円とする。

(注)なお、平成21年２月末日現在における発行済株式数から当社の保有する自己株式の数を除いた株式数が前記の株式数と異なる場合には、実際の株式数を乗じた金額とする。

③剰余金の配当がその効力を生ずる日

第９回定時株主総会の会日の翌営業日（平成21年５月29日）とする。

２．提案の理由

平成20年５月開催の第８回定時株主総会および平成20年10月開催の臨時株主総会において、提案株主より剰余金の配当の議案を提案したところ、一般株主（本提案において、当社の役員および提案株主を除いたその他の株主を「一般株主」という。）の圧倒的多数から賛成票がよせられた。これらの一般株主の意見を尊重すべく、改めて、剰余金の配当１株あたり1,800円を提案するものである。

過去２回にわたり提案した剰余金の配当議案における一般株主の賛否の結果を下の表に記すが、これをみると、いずれの配当提案も、一般株主の支持を得たにもかかわらず、代表取締役社長の佐谷宣昭氏（当社の発行済株式総数の約半数を保有する大株主）の反対の議決権行使により議案が否決されたことが明らかである。

【平成20年５月開催の第８回定時株主総会】

配当議案に賛成	118名（358個）	90.1%
配当議案に反対	13名　（48個）	9.9%

【平成20年10月開催の臨時株主総会】

配当議案に賛成	142名（435個）	92.2%
配当議案に反対	12名　（36個）	7.8%

この表は、議決権行使書面（いずれも株主総会前日まで到着分）を、提案株主が閲覧し、当社の役員および提案株主の議決権行使書面ならびに賛否無記入の議決権行使書面を除いて議決権行使書面を集計したものであり、提案株主の提案した剰余金の配当議案に対して積極的に賛否の意思を表示した一般株主の賛否の分布状況を示すものである。

一般株主のこれだけの圧倒的多数の株主提案賛成票の背景には、当社の株主還元の施策の失敗がある。すなわち、これまで利益還元策として配当の検討を約束した上で一般株主の多くから出資を募っている一方で、その約束に誠実に取り組んでいない代表取締役社長の姿勢に対する一般株主の失望である。

当社は、平成18年11月17日付有価証券届出書において「利益配当等による株主への利益還元を検討していく。」と記載して、投資家を勧誘して公募増資を行っており、さらに、平成19年２月期有価証券報告書においては、配当政策として「株主への利益還元を重要な経営課題と認識しており、今後は、将来の事業拡大のために必要な内部留保と利益還元のバランス等について総合的に勘案し、利益配当等による株主への利益還元を検討していく。」と記載している。

配当の検討を約束して現在に至るまでの期間に、著しく配当余力が低下しているならば、その理由を株主に示すべきであろう。当社の配当余力について参考資料として近年の当社の経営数値データの推移を下に示す。

【利益剰余金の推移】

平成17年２月	平成18年２月	平成19年２月	平成20年２月	平成20年８月（中間決算）
118百万円	185百万円	310百万円	457百万円	532百万円

（この利益剰余金の推移からも、配当余力が低下しているとは考えられず、29百万円程度の配当を拒絶する理由は見当たらない。）

【現金及び預金の推移】

平成17年２月	平成18年２月	平成19年２月	平成20年２月	平成20年８月（中間決算）
198百万円	249百万円	548百万円	676百万円	728百万円

（この現預金の推移からも、手元流動性が顕著に枯渇しているとは考えられず、29百万円程度の配当を拒絶する理由は見当たらない。）

さらに、当社は、第８回定時株主総会の第４号議案（会社提案）を可決することにより、平成21年２月期から取締役の報酬枠について60百万円の大幅増加を実現している。この取締役の報酬枠の増額議案は、当社の大株主である代表取締役社長が賛成の議決権行使をすることにより可決されたものである。

取締役報酬枠の増加額は、否決された第８回定時株主総会での第６号議案（株主提案）による配当提案額を大幅に上回っている。代表取締役社長が内部留保の充実を理由に、株主に対する剰余金の配当を拒絶する一方で、取締役の報酬枠（代表取締役社長の報酬も含まれる）を増額することは、株主共同の利益よりも取締役個人の利益を優先するものであり、到底容認できるものではない。

【第８回定時株主総会における決議内容】

取締役報酬枠の増加の額	60百万円	○可決（会社提案）	提案理由：経済情勢の変化
株主から提案された配当の総額	29百万円	×否決（株主提案）	反対の理由：内部留保の充実を優先

企業の統治には奇手妙手はない。当社の場合、株主総会における配当提案は、毎回賛否の意思を表示した一般株主の90％以上という大多数の賛成意見が声なき声として議決権行使書面にのせられ届く。これを無視して、株主に対して説得的な理由を示さずに代表取締役社長の一票で議案の賛否を決することは、果たして健全な経営であろうか。

今こそ株主の声に正面から真摯に向き合い、長期的な支持を株主から獲得し、企業価値向上のための深慮と謙虚さを持ち、新たな一歩を踏み出すことを心から期待したい。

代表取締役社長の株主に対する姿勢を正すため、本提案を目にした株主の皆様が一人でも多く、議決権行使書面に賛成の記載をして、会社に送付されることを期待している。

以上

３．本議案に対する取締役会の意見

取締役会と致しましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置付けております。

しかしながら、最近の不透明な経済状況におきましては、単一のサービスに依存した収益基盤、且つ、売上、収益の規模も小さい当社は、人材の確保・育成、拠点設置等に伴う運転資金や設備投資、研究開発投資その他今後の成長に必要な投資を継続し、また今後の成長のための投資機会に備えるために、当面は内部留保の充実を優先させていただき、一層の業績向上に努めたいと考えております。

以上のとおり、取締役会と致しましては、現在配当を実施する時期にはないと考えておりますが、本議案につきましては平成21年５月開催予定の第９回定時株主総会における株主の皆様の決議結果に従う所存であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区赤坂二丁目５番６号
山王健保会館　２階　会議室

交通／地下鉄南北線・銀座線　溜池山王駅下車徒歩３分
地下鉄千代田線　赤坂駅下車徒歩５分
地下鉄丸ノ内線・銀座線　赤坂見附駅下車徒歩７分